

海外からのご帰国者(ご入国者)の引越作業について

この度は弊社の海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス対策として、海外からの入国者に対して、10日間または14日間の経過観察(自宅待機等)が日本政府より要請されていることから、弊社におきましても、該当のお客様の引越作業実施にあたり、以下条件とさせていただきます。

お客様との対面サービスが中心となる弊社引越サービスを、今後も継続して安定的に提供させていただく為、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

A. オミクロン株が支配的となっている国・地域^{*1} から日本へ入国された全てのお客様

「10日間」の経過観察期間中における引越作業は控えさせていただきます。

※ 経過観察期間: 日本ご入国日の翌日から数えて10日間

B. オミクロン株以外の変異株が支配的となっている国・地域^{*2} から日本へ入国された全てのお客様

「14日間」の経過観察期間中における引越作業は控えさせていただきます。

※ 経過観察期間: 日本ご入国日の翌日から数えて14日間

* 1・2) 政府指定に基づく国と地域

● 注意

※ ご家族様等の代理の方の立会いが可能な場合においても、お客様の経過観察期間中は引越作業を控えさせていただきます。

※ 下記、“梱包開梱作業を伴わない玄関先で引き渡し(お引取り)”の場合に限り、経過観察期間中であっても集配をさせていただきます。

① 航空便のお届け ② 船便5箱以内のお届け ③ 宅配便等の小口配送

以上